

笠松町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

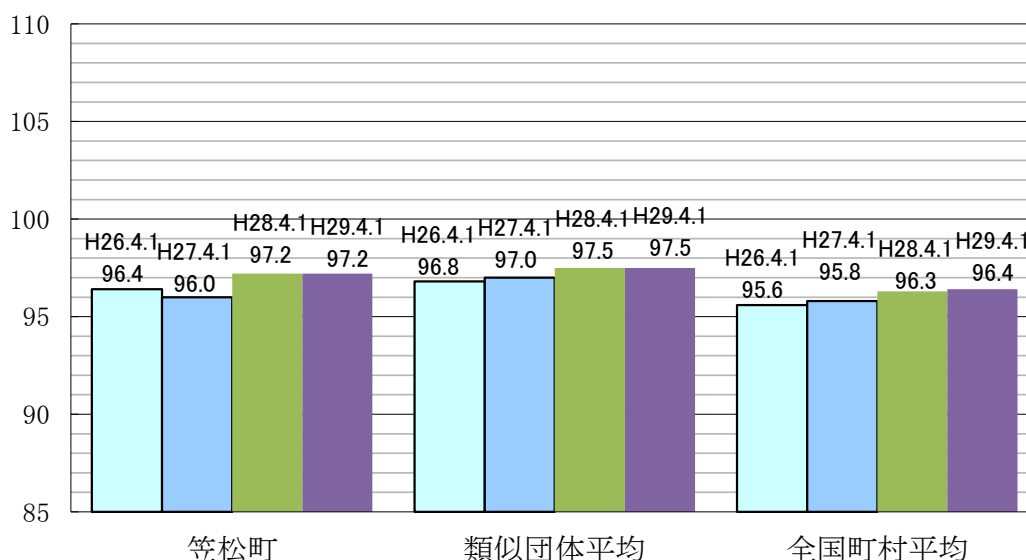
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	22,451	7,450,866	360,164	868,539	11.7	12.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	113	371,961	57,496	149,107	578,564	5,120	5,805

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与	公務員給与	較差	勧告 (改定率)		
29年度	-	-	-	-	0.19%	0.15%

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考)国の 年間支給月数
	民間の 支給割合	公務員の 支給月数	較差	勧告 (改定月数)		
29年度	-	-	-	-	4.40月	4.40月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について（平成27年度～平成29年度）

①給料表の見直し

〔給料表の改定実施時期〕 平成27年4月1日

〔内容〕 一般行政職及び医療職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当額について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
笠松町	37.8 歳	281,600 円	325,557 円	304,009 円
岐阜県	42.8 歳	330,251 円	405,361 円	365,316 円
国	43.6 歳	330,531 円	- 円	410,719 円
類似団体	41.4 歳	306,690 円	368,419 円	341,025 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
笠松町	63.9 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	-	- 歳	- 円	-
うち用務員	63.9 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	用務員	55.1 歳	207,300 円	*
岐阜県	47.1 歳	134 人	288,031 円	332,945 円	305,522 円	-	- 歳	- 円	-
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	- 円	328,360 円	-	- 歳	- 円	-
類似団体	50.6 歳	10 人	298,706 円	326,111 円	317,152 円	-	- 歳	- 円	-

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
笠松町	* 円	- 円	-
うち用務員	* 円	- 円	-

※在職者が1名の平均給与月額欄は、個人情報保護のため*で表示する。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成26年～28年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	学歴	笠松町	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	188,300 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	153,300 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	151,000 円	- 円
	中学卒	135,500 円	142,000 円	- 円
医療職(保健師)	大学卒	208,000 円	- 円	- 円
	短大3卒	195,900 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成29年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	249,325 円	316,767 円	397,025 円	403,200 円
	高校卒	- 円	- 円	340,220 円	348,600 円

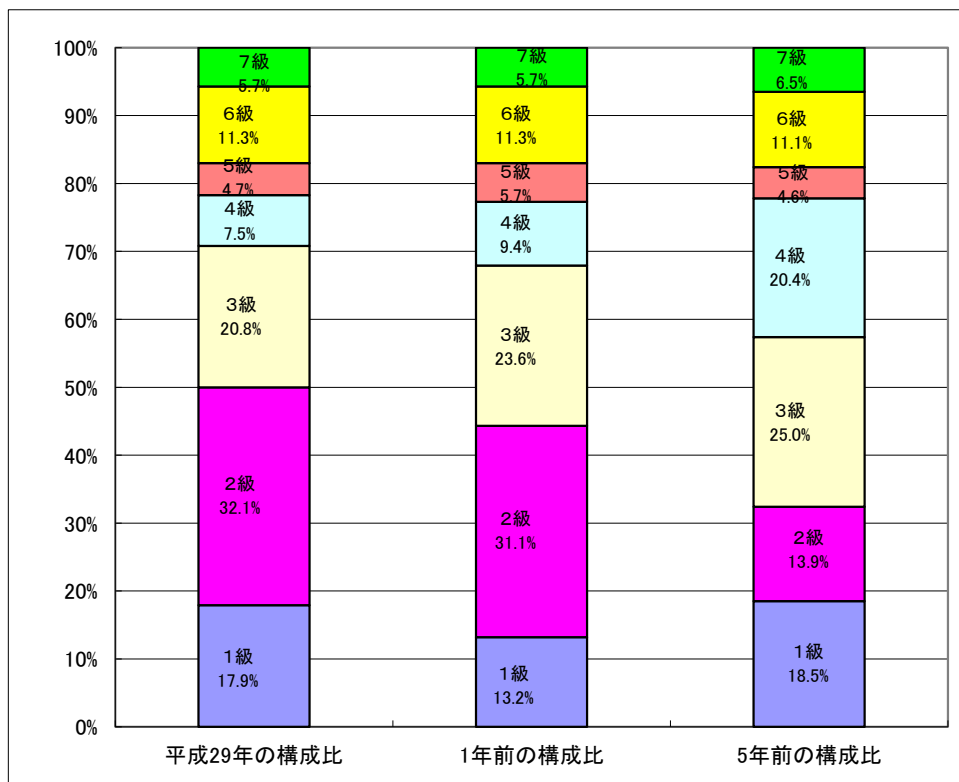
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	会計管理者・部長・参与	6 人	5.7 %	361,800 円	444,100 円
6 級	課長・参事・所長	12 人	11.3 %	317,700 円	409,400 円
5 級	主幹	5 人	4.7 %	287,100 円	392,200 円
4 級	副主幹・主任技術主査	8 人	7.5 %	261,100 円	380,200 円
3 級	主査・技術主査	22 人	20.8 %	227,900 円	349,200 円
2 級	主任・主任技師	34 人	32.1 %	191,700 円	303,400 円
1 級	主事・技師	19 人	17.9 %	141,600 円	246,600 円

(注) 1 笠松町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成24年に6級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への人事評価の活用状況（笠松町）

平成29年4月2日から平成30年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を実施した	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

笠松町	岐阜県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,345 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,681 千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.8) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.80) 月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 管理職加算 39,600円～58,100円 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 15%、25% 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 管理職加算 10%～25% 役職加算 5%～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(笠松町)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

笠 松 町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額					
		3,523千円			20,842千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績(平成28年度決算)		618 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		308,850 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		1.59 %		
手当の種類(手当数)		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症患者の救護等	0 千円	日額1,000円
死体取扱手当	行路病死人等の死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	0 千円	1回1,000円
犬・猫等死体取扱手当	犬・猫等死体取扱作業に従事する職員	死体取扱作業	44 千円	1回300円
火葬手当	死体の火葬作業に従事する職員	火葬作業	491 千円	1回1,700円
	獣畜死体等の火葬作業に従事する職員	火葬作業	83 千円	1回200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	20,425 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	222 千円
支給実績(平成27年度決算)	21,322 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	242 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 職員に配偶者がない場合、 扶養親族のうち1人 月額11,000円 16歳から22歳の子 1人につき5,000円加算	同じ		10,639 千円	231,282 円
住居手当	借家・借間に係る手当 月額12,000円を超える家賃 を負担している職員の 家賃額に対応して支給 月額27,000円以内	同じ		6,090 千円	304,510 円
通勤手当	交通機関など利用者 運賃相当額に応じ 月額55,000円まで 自動車など使用者 2km以上(片道)使用者の 距離に対応して支給 月額2,000円～31,600円	同じ		5,428 千円	54,825 円
管理職手当	主幹級以上の管理職員に 役職に応じて支給 39,600円～58,100円	異なる	支給される 金額	14,873 千円	572,039 円
休日勤務手当	祝日や年末年始の休日の 勤務に対して支給 勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35	同じ		124 千円	20,637 円
宿日直手当	宿日直勤務に対して支給 1回4,200円	同じ		5,006 千円	56,891 円
管理職員 特別勤務手当	主幹級以上の管理職員の 時間外勤務に対して支給 週休日・祝日・年末年始 1回12,000円(6時間以上18,000円) 平日午前0時から午前5時まで 1回6,000円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分	給料	料	月	額	等
町	長	729,000	円	920,000	円/ 585,600
	副町長	625,500	円	760,000	円/ 539,400
報酬	議長	300,000	円	499,000	円/ 227,000
	副議長	260,000	円	430,000	円/ 182,000
	議員	240,000	円	400,000	円/ 157,000
期末手当	町長	(平成29年度支給割合)			
	副町長	4.30	月分		
退職手当	議長	(平成29年度支給割合)			
	副議長	4.30	月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)		
	副町長	退職時給料月額×100分の500×4年	14,580,000	円	退職時
		退職時給料月額×100分の300×4年	7,506,000	円	退職時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

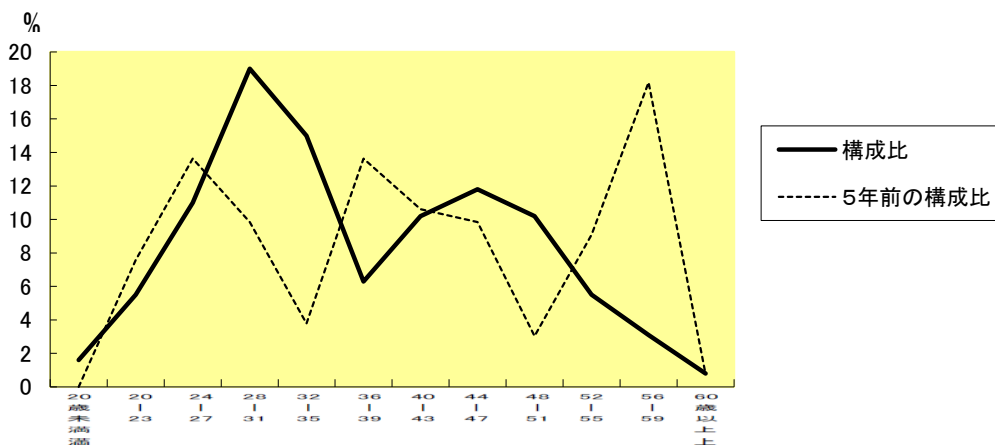
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	組織の改革に伴う減
		総務企画	38	39	△1	
		税務	11	11	0	
		民生	17	19	△2	
		衛生	12	11	1	
		農林水産	3	3	0	
		商工	1	1	0	
	土木	12	11	1	業務量増加	
		小計	97	98	△1	<参考>人口1万人当たりの職員数43.19人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.85人)
		教育	15	15	0	
	小計	112	113	△1	<参考>人口1万人当たりの職員数49.87人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.22人)	
公営企業等	会計部門	水道	2	2	0	業務量増加による増 勤務条件改善のための増
		下水道	6	5	1	
		その他	7	6	1	
		小計	15	13	2	
合計		127 [147]	126 [147]	1 [0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	7人	14人	24人	19人	8人	13人	15人	13人	7人	4人	1人	127人

(3) 職員数の推移

単位：人（%）

部門	区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
		職員数	100	96	97	96	98	
一般行政	職員数	18	19	17	17	15	15	△3 (△16.7)
教育	職員数	14	14	14	13	13	15	1 (△7.1)
公営企業等会計	職員数	132	129	128	126	126	127	△5 (△3.8)
計	職員数							

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成27年度 総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
28年度	198,930	71,174	9,449	4.7	5.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	2人	千円 4,691	千円 845	千円 1,714	千円 7,250	千円 3,625

市町村平均 一人当たり給与費	千円 6,166
-------------------	-------------

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
笠松町	29.5歳	224,250円	323,607円
市町村平均	44.4歳	343,701円	513,093円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

笠松町(水道事業)		市町村(政令指定都市を除く)平均	
1人当たり平均支給額(平成28年度)		1人当たり平均支給額(平成28年度)	
857 千円		1,482 千円	
(平成28年度支給割合)		(平成28年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.70 月分	－ 月分	－ 月分
(1.45) 月分	(0.8) 月分	(－) 月分	(－) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
管理職加算	39,600円～58,100円	管理職加算	－
役職加算	5%～15%	役職加算	－%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成29年4月1日現在)

笠松町(水道事業)			市町村(政令指定都市を除く)平均		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	－ 月分	－ 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	－ 月分	－ 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	－ 月分	－ 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	－ 月分	－ 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
なし			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	－ 千円	10,251千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	362 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	181 千円
支給実績(平成27年度決算)	368 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	184 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ		312 千円	312,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ		172 千円	85,750 円
管理職手当	5級以上の管理職員に対して 役職に応じて支給	異なる	支給される額	0 千円	0 円